

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 12 日現在

機関番号：34419

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2011～2013

課題番号：23653041

研究課題名(和文)「統治機構のポスト近代」に、民主主義の規範理論はいかに応答可能か？

研究課題名(英文) How can we update modern normative theories of democracy facing not government but governance situations?

研究代表者

大西 弘子(岡部弘子)(ONISHI, Hiroko)

近畿大学・全学共通教育機構・講師

研究者番号：00517394

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円、(間接経費) 420,000円

研究成果の概要(和文)：現代民主主義は、単位とメンバーシップの双方において、民主主義の規範理論にとって想定外の条件のもとで機能している。すなわち、国家・自治体・超国家組織などの単位が相互に入り組んだところで、専門家や利益集団といった有権者以外のメンバーによって諸政策は決定されている。こうした政策決定を議会主権から正統化することは、もはや困難である。それでは、現代民主主義における政策決定の正統性はどこに求められうるのか。本研究は民主主義の規範理論の更新にむけて、論点の整理をおこなっている。

研究成果の概要(英文)：Democracies today are functioning under the conditions both in unit and membership which were unknown to modern normative theories of democracy. That is, present political decisions are being made in compounded units of local, national or supranational governments, by members such as experts or interest groups who are not registered as voters. These kinds of political decisions can no longer be legitimated by parliamentary sovereignty. Then, how can we understand such decisions in today's democracies to be legitimate? The research is putting various arguments in order aiming at updating modern normative theories of democracy.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・政治理論

キーワード：ガバナンス 正統性 ハーバーマス 討議デモクラシー ポリティ アソシエーション ポリセントリシテイ

## 1. 研究開始当初の背景

民主主義の規範理論は1990年代に「熟議的転回」を遂げたと評される。その中心テーゼは、「民主主義における決定の正統性を基礎づけるのは、参加者の意思ではなく、討議の過程そのもの」というものである。さらに2000年代以降、熟議民主主義論は、a. 規範理論 b. 経験研究 (ex. 「熟議のレベルを上げるのは何か」)、c. 実用化研究 (ex. 文科省の「熟議カケアイ」)へと分岐して、幅広く論じられてきた。

筆者は、主として規範理論としての熟議民主主義を研究してきた。なかでもハーバーマス (Habermas, J) のそれは、人々の利害関係の複雑性や共約困難な価値志向の多元性といった現代社会の条件のもとで、そもそもある規範を科学の反証可能性をそなえた理論として成立させることができるのかという次元までさかのぼって考察し、そこから民主主義に社会の統合規範としてのあらたな解釈をもたらしたという点で、他に例を見ないものと評価してきた。

その研究過程において筆者は、ハーバーマス理論は、利害関係の複雑性や価値志向の多元性といった社会一般の成立条件のみならず、現代の統治機構の成立条件に回答しているのではないか、という着想を得た。現代の統治機構の成立条件とは、端的に言えば、議会主権の困難性である。

これまでに、「思想としてのポスト近代」と熟議民主主義との連関を論じた先行研究 (田村 2008) はあるが、「統治機構のポスト近代」との連関を扱った先行研究は存在しないので、その点において熟議民主主義論にあらたな寄与ができると思った。

## 2. 研究の目的

本研究は微視的には、ハーバーマスの熟議民主主義論の再解釈という限定された目的をもつ。だが同時に、今日の民主主義の統治機構における多様な制度的トライ・アンド・エラーを、もはや近代とは異なる条件における民主主義のあり得べきかたちとして、一貫して解釈する立脚点 (規範理論) を得ようとする試みでもある。

## 3. 研究の方法

統治機構の変容と民主主義的正統性との連関について、先行研究が蓄積してきた論点整理したうえで、ハーバーマス理論がそこに何を付け加え得るのかを検証する。したがって基本的には文献研究が主体になる。ただし本研究は、民主主義の現実のありようの変化が民主主義の規範の更新を要求しているという視角をもつので、文献研究にとどまらず、

現実の地域ガバナンスのありようや、法学論争にあらわれた民主主義の自己理解の言説をケース・スタディすることで、どのような事象や思考が、規範的な認知を必要としているのか、についても考察することとした。

## 4. 研究成果

(1) 一点目の成果は、統治機構の変容と民主主義的正統性との連関について、先行研究が蓄積してきた論点整理をした学会報告である。具体的には、ネットワーク・ガバナンス論「第二世代」による正統性についての議論、およびコーポラティズム論の「私的利益政府」論・ハーストの「アソシエ ティヴ・デモクラシー」論について検討した。その結果、ガバナンスの正統性論においては、ガバナンス状況を代議制民主主義の正統性への侵害と見る立場も、逆にその補完と見る立場も、「主権」からの連鎖をたどることで正統性を引き出す論理構造に変わりがなく、また、それとは別様のガバナンスの正統性論は、代議制民主主義との関連には言及せず、ガバナンスにおける行為調整様式一般の民主主義的様態を評価するにとどまるものであることが明らかになった。つまり、前者は近代の統治機構からの変容を視野の外におく議論であり、後者は統治機構そのものを視野の外におく議論になっているのである。それに対して「私的利益政府」論や「アソシエ ティヴ・デモクラシー」論には、統治機構の変容を受けて、代議制民主主義の正統性調達の様式を部分的に放棄することを規範的に正当化する論点が含まれていることが明らかになった。それは、当該課題「統治機構のポスト近代に民主主義の規範理論はいかに応答可能か？」にとって、ひとつの重要なオプションを提供している。ただし、「私的利益政府」論や「アソシエ ティヴ・デモクラシー」論においても、統治機構のいわゆる「横への拡散 (= 私的アクターの関与)」は受け止められているが、「縦への拡散 (= 超国家・ローカルとの相互乗り入れ)」が民主的正統性に与える影響については考察されていないことも確認された。

(2) 二点目の成果は、一点目で確認された統治機構の「縦への拡散」の考察必要性に関連しており、そのより分節化された理解を得ようとしたものである。国民国家と自治体というレベル異なるポリティ (政策決定の単位) 関係を整除する基準そのものが変化しつつある、という仮説のもとに、第二次分権改革における自治立法権拡充に関する議論 (条例による国法の「上書き」論) をケース・スタディした。条例による国法の「上書き」をめぐる法学上の論争に、参加するのではなく、解釈学的にアプローチすることで、それら法学上の言説に現れているポリティ観念の変

容を同定する試みである。それにより、従来では、ポリティは、同一レベルにおいては他から干渉されないこと、異なるレベルにおいては階層的に整序されることを正当とする言説が優位であったのに対して、現在の日本においては、ポリティが「多元化」「不確定化」「重層化」して設定されることを許容する方向へと言説がシフトしてきていることが明らかになった。「多元化」とは、諸レベルのポリティの権限配分を国という全体ポリティが行うのではなく、どのレベルのポリティが何を定めるかを、言うなればそれぞれのポリティが決めるシステムへの接近である。自治体への分権を重視するこれまでの議論とは性質が異なり、権限配分の仕方そのものを変化させようとする性質をもつことがわかる。次に「不確定化」とは、権限配分の仕方そのものが変化することによって、ポリティ間に権限をめぐる紛争が発生しやすくなり、権限配分が安定しないのが常態となることを表す。権限の不確定化は、それを問題視するよりも、むしろそうした紛争がより合理的な配分への更新をもたらすものとプラスに評価される言説が登場している。最後に「重層化」とは、諸ポリティの権限が競合関係にあるけれども、利害関係者が権限の競合を排除しないことに何らかの合理性を見出している場合、権限が重複するようになることを指す。従来のようにレベルの異なるポリティ間で権限が階層化するのでなく、重層化するのである。このように、第二次分権改革の法学における言説を分析することによって、現在日本では、ポリティの管轄権についての観念が変容しつつあることが明らかになった。当該課題にとってこの考察が示唆することは、このように「ポリティの自律性」に対する捉え方が変化することによって、従来の、メンバーシップの排他性や確定性を基礎においた民主的正統性のリーズニング（すなわち主権論）とは別様のリーズニングが可能になるという点である。この点が、統治機構の「縦への拡散」状況における民主主義の自己理解にとって重要になると考えている。

(3) 三点目の成果は、法制度としての民主主義から距離をとって、いわゆる地域ガバナンスの成功事例を分析し、そこから民主主義の規範理論への示唆を探った学会報告である。事例とした愛媛県伊予市双海町は合併で伊予市の一部となったが、様々な任意団体が重複しつつネットワークを形成して「想像の共同体」としての双海町があるかのように地域の課題解決に取り組んでいる。双海町の様々な団体のネットワークのありようは、オストロム(2003)がコモンズの共同管理のための成功の条件として挙げたものをかなりの程度体現している。そうした民・民連携にあとから行政がリンクして複層化する地域ガバナンスの形は、同時期に行政からの働きかけで自治基本条例にもとづく地域自治組

織を導入した、伊予市の別の地区のガバナンスのありようと対照をなすものであった。双海町の地域ガバナンスの好循環の分析から得られた当該課題への示唆は、「民主的正統化の異なる様式をひとつの単位に包含する」規範理論の必要性である。例えば、自治条例に基づかせることで、地域ガバナンスを民主的法治国家の手続き的正統性に回収するのでなく、任意団体内の意思決定における異なる正統性形成のありようを法治国家の正統性とリンクさせる場合、一貫した民主主義の規範的自己理解はどのように可能であるか。現実に機能している民主主義の様態は、従来の、正統性を主権概念から連鎖的に引き出すのとは異なる民主主義の理論によって、規範的に認知されるべき時期にあるという知見を提示した。

以上の成果をふまえて、ハーバーマスの熟議民主主義論の再評価をおこなう計画であったが、本研究期間中の成果とはならなかった。今年度に二回の学会報告を予定しているので、その成果を後日追加する。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

大西弘子「現代民主政におけるポリティ観念の変容 第二次分権改革における「条例による法令の上書き」の議論を事例として」『社会文化研究』(社会文化学会年報)、第一六号、2014年、pp.93-118、査読有

〔学会発表〕(計3件)

大西弘子「「あたらしい公共」と「域内分権」の可能性 双海町のまちづくりへの参与考察」社会文化学会、2013年12月08日、コープあいち生活文化会館(愛知県名古屋市)

大西弘子「自治立法権拡充の三つのアイデア 民主政論へのノからの示唆」社会文化学会、2012年11月25日、デザイン・クリエイティブセンター神戸(兵庫県神戸市)

大西弘子「ガバナンスの規範モデルはいかに可能か？」日本政治学会、2011年10月08日、岡山大学(岡山市)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕(計0件)

〔その他〕(計0件)

6 . 研究組織

(1)研究代表者

大西 弘子 (ONISHI, Hiroko)  
近畿大学、全学共通教育機構、講師  
研究者番号：00517394